

輝くふるさと常任委員会（鈴木満委員長）は、9月5日に各会計の4年度の決算の審査を行い、予算が効果的、かつ適正に使われているか、事業の実施効果や状況はどうだったのか確認しました。主な質疑の内容をお知らせします。

畜産生産資材価格 等高騰対策事業

辰柳委員 畜産生産資材価格高騰対策事業は前年の申告との差額を補助する内容で、経費節減など努力した酪農家で補助対象とならなかったケースがあった。差額を補助するのではなく、牛一頭あたり一律1万5千円補助することはできないのか。
農林環境エネルギー課長 酪農家個々の経営状況が異なっており、生産資材に係る費用が大きく異なることから、1頭あたりの単価を算出するのは困難である。今回の補助

事業は短期的な対策であるため、今年度以降は草地更新事業の拡充という長期的な展望を見据えた対策を進めている。
当方は粗飼料受給率の向上に重点を置き、施策を展開していきたい。

辰柳委員 これからでも良いので、補助対象にならないかった酪農家に対して補助できないか。
副町長 町では飼料や化学肥料などの価格高騰の影響を最小限に止めるため、草地更新事業の拡充を図ったもの。
自主的に飼料を生産できる体制に対して支援していく。

エンジョイチケット について

遠藤委員 経済活性化事業のエンジョイチケットの経済対策への効果と評価は。

いらっしやい葛巻推進課長 商工業者への経済効果はもちろん、消費者の購買意欲の向上や、特産品の消費拡大につながるなどの効果があったと認識している。

遠藤委員 エンジョイチケットは大変な経済効果があった。今後、第3弾を行う予定はないか。
いらっしやい葛巻推進課長 効果がある事業は継続したい。今後、財政面や社会情勢等を鑑み検討する。

財政指標について

山崎委員 将来負担比率、実質公債費率などについて、どのように分析して

今年の12月に完納の予定である。

不能欠損について

柴田委員 不能欠損に至った主な理由と経緯を伺う。

住民会計課長 不能欠損の事由については、地方税法第15条の7の第5項により、執行停止の状況に加えて、徴収金を徴収できなかったことが明らかである時という事由になる。
海外に帰国してしまっ

た外国の方、解散し徴収できなかった法人、生活保護のため納付資力が無い方などが該当となっている。
また、地方税法第18条第1項の消滅事項では、死亡者課税によるもの、または、相続人不存等、生活保護で納付資力が無い方や、所在不明の方が対象となっている。



粗飼料自給率向上が課題の酪農経営

いるか。
副町長 実質公債費率は改善した。庁舎建設事業等の借入が増加したことにより、地方債の借入現在高が大きく増加している状況にある。3年から5年の間は元金の据え置き期間があるので、元金の償還が始まるまでの間は、公債費の支出が増加する状況ではない。元金償還が始まるまでの間、実質公債費率はほぼ増加しないと認識している。
将来負担比率は、令和

消防団の編成について

辰柳委員 消防団の団員が定員に達していない状況である。

消防団数や定員は、町内に消防分署が無い時代に設定されたものである。現在は、葛巻分署が町内にあり、各分団に車両も配備されていることから、消防団の再編が必要と考

えるが、町の意向を伺う。
町長 消防団は、地域づ

くりや町づくりにおいて重要な役割を果たす集団であると認識している。
地域力が後退することのないように、また、それぞれの地域において意欲を欠くことのないように、慎重に進めていかなければならない。
町の負担や経費の課題があるため、費用面も考慮しながら、総合的に検討したい。



地域づくりに欠くことのできない消防団員

山崎委員 実質公債費率の水準については、どの程度維持していれば、健全であると認識しているか。
副町長 18割を超えると、起債の許可団体となり、地方債発行にあたり制限を負うことになる。25割を超えると起債制限団体となり、一般単独事業が制限される状況になるもの。そのため、18割が一つの大きな目安、基準となり、超えれば許可団体となり、知事の許可をとる手続きが必要となる。
将来負担比率の健全化の基準は、350割と定められており、現時点では相当の開きがあるため、財政の健全性が損なわれない状況にあると認識している。
山崎委員 町債残高が110億円。今後の財政の健全性と、現況について伺う。

副町長 新庁舎建設のための新たな借入等により、起債残高が110億円となった。そのうち約6割程度が交付税で措置される。残り4割が町の負担となるが、その同額程度の基金を36億円確保しているため、財政の健全性は保たれていると認識している。
収入未済について
柴田委員 収入未済は令和5年度に入ってどの程度解消されているか。
住民会計課長 法人税の収入未済は全て解消している。その他については、少しずつ納付されている。
柴田委員 児童福祉費負担金収入未済の昭和61年保育料について、納付はどのようになっているのか。
こども教育課長 分納計画があり、毎月決まった額を納付いただいております。